

八国山緑地内における送電線下立木について

1. はじめに

八国山緑地内を通過しております、弊社送電線路「只見幹線」は、昭和30年代に建設された、福島県「田子倉発電所」と東京都町田市の「西東京変電所」をつないでいる電圧275kVの特別高圧送電線でございます。

2. 送電線と立木の関係について

送電線につきましては電気事業法第39条第1項の規定に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」（経済産業省）をはじめとする基準類（以下「技術基準等」とします。）に適合した保守運営を行うことにより、電力の安定供給ならびに事故等の防止に努めています。

この技術基準等では、送電線と立竹木等の植物との離隔距離について、電圧275kVの送電線の場合、4.64m以上と定められております。

このため、弊社におきましては、送電線と立木が4.64m以下にならないよう、立木の発見から伐採（もしくは剪定）を行うまでに係る期間を考慮した管理基準を定め伐採を行っているところです。

3. 八国山緑地内の対応について

前記2の管理基準を割る立木につきましては、これまで、剪定により対応させていただいておりましたが、度重なる剪定のため、立木にとってあまりよくない環境となっております。

そこで、立木にとってより良い方法として「萌芽更新」により対応することで当該地の管理部署と調整しております。

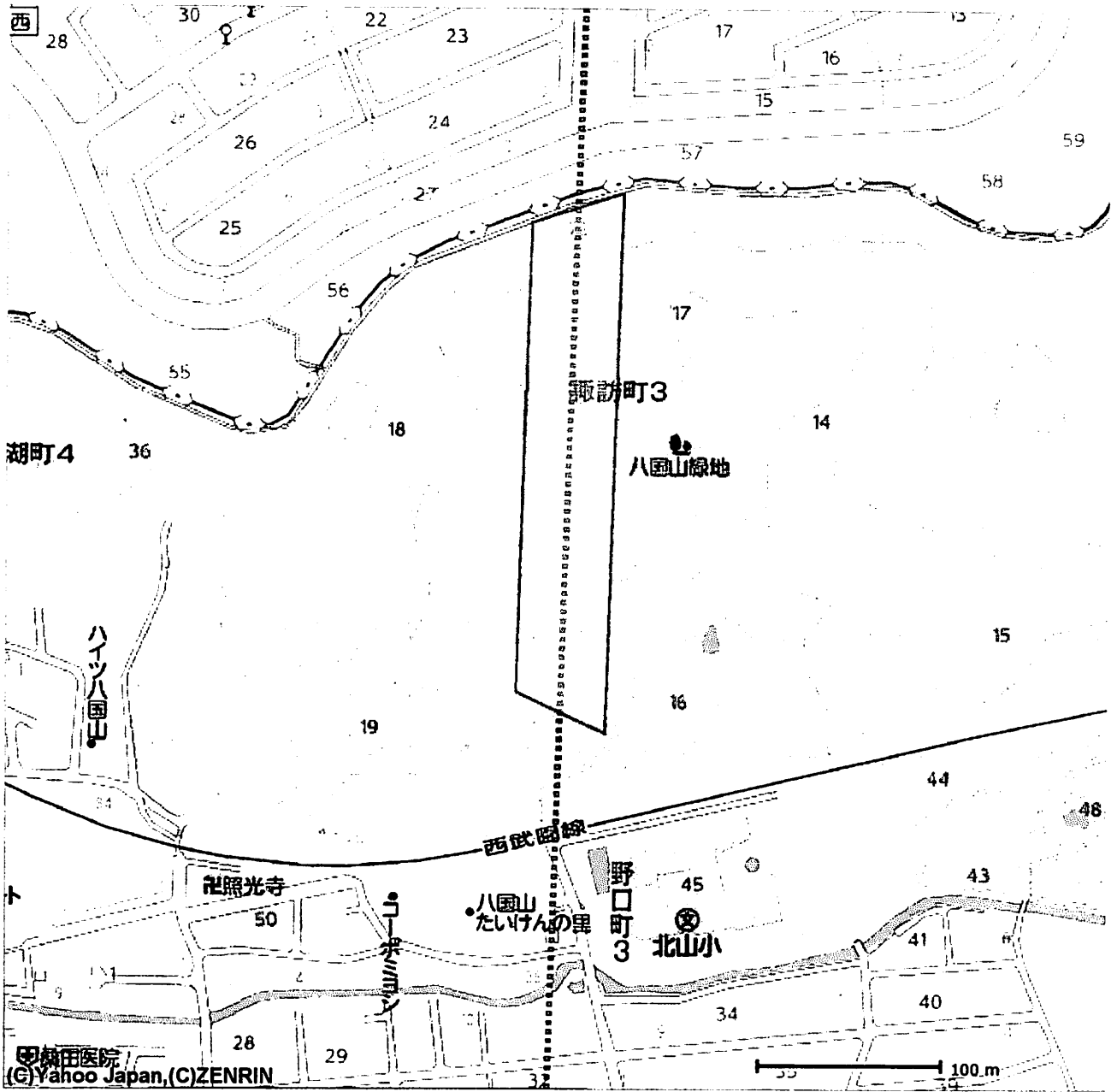
この萌芽更新とは、「萌芽が活発な広葉樹を伐採した翌年には、根株から休眠していた芽が萌芽し、生育をはじめ、これが成長した新たな森林を期待する」もので、今回からは、管理基準を割る（もしくは割る恐れのある）立木を地上高1m程の高さで伐採し、伐採の2年後に切り口から発生した新芽を数本残して剪定するという作業を、一つのサイクルとして考え、今年度から平成27年度にかけて伐採を行い、平成26年度から平成29年度にかけて剪定を行うよう計画しているものでございます。

本件につきましては、環境保全と電力の安定供給および事故防止の共存のため実施するものであり、何卒ご理解、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

4. 添付資料

- ① 案内図
- ② 現況写真
- ③ 伐採・剪定のイメージ

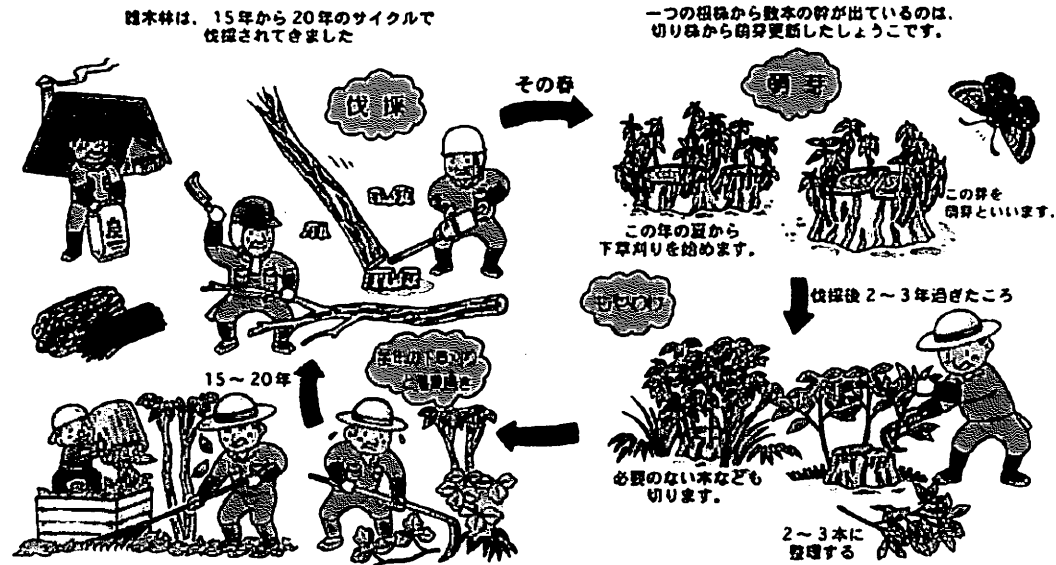
送電線路



伐採・剪定のイメージ

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	備考
第1回作業	伐採	(萌芽)	剪定				
第2回作業		伐採	(萌芽)	剪定			
第3回作業			伐採	(萌芽)	剪定		
第4回作業				伐採	(萌芽)	剪定	

《イメージ図》



萌芽更新の説明図